

空き家無料相談会のご案内

日時：1回目 令和 6年 6月 8日 (土)

2回目 令和 6年 8月 3日 (土)

3回目 令和 6年 11月 9日 (土)

いずれも
10時～12時

個別相談
ブースあり

場所：鶴岡市勤労者会館 大ホール（鶴岡市泉町8-57）

共催：鶴岡市、NPO法人つるおかランド・バンク

- ▶ 宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会、司法書士、行政書士会、解体業等の専門家が対応します。
- ▶ お問合せ先に事前申し込みいただいた方を優先します。当日参加でも相談可能です。
- ▶ 相談会への参加が難しい方は、下記のお問合せ先にお電話ください。随時相談にも対応しています。

あなたの相談で空き家や空き地が減り大切に使われることは地域の住環境改善につながります。

空き家や土地のお悩みはランドバンクへ

- 実家が空き家になりそう。
- 空き家の管理が大変。台風や雪のたびに心配。
- 空き家の解体はいくらかかるの？
- 空き家を相続したけど、どうしよう。相続放棄したら、どうなるの？



空き家・空き地をお持ちの方
空き家を予防したい方

- 土地が狭くて駐車場がない。近くに土地はないかな。
- 近隣が空き家になりそう。子ども世帯の家を新築できたらな。
- 家の前の道路が狭くて車で入りにくい。道を広くできたらな。



近隣の家や土地が空いたら
利用したい方

ランドバンクなら！

頼りになる！

中立のNPOです
年間250名近くの方が
相談に来ています

安心！

遠隔地にお住まいの方
に代わり、空き家巡回
を代行します

お得！

補助金や助成金があ
ります
ご相談はお早めに

【お問合せ先】 いずれかにご連絡ください。



空き家管理は、ふるさと納税も活用できます。
ランドバンクにご相談ください。

鶴岡市

建設部 都市計画課

電話 0235-35-1315

Email tokei@city.tsuruoka.yamagata.jp



NPO法人

つるおかランド・バンク

電話 0235-64-1567

Email landbank@t-landbank.org



HP



鶴岡市

空き家・空き地の 適正管理に ご協力ください！

このお知らせは、空き家・空き地をお持ちでない方や、適正に管理されている方にも送付しています。ご了承ください。

空き家や空き地は個人の財産です。所有者や管理者の方は、周辺住民の生活環境を守るためにも、適正な管理に努めなければなりません。

適正な管理をせずに放置した結果、空き家の瓦や外壁が落下し、近隣家屋や通行人等に被害を与えた場合、所有者が損害賠償責任を負うことになる可能性があります。

「管理不全空家等」について

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、管理不全空家等*と判断された空き家については、所有者等へ、改善を促す「指導」や「勧告」を行い、改善されない場合には、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなりますので、空き家の適正な管理に努めていただくようお願いします。

*管理不全空家等とは、屋根や外壁等の破損や腐食など、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれがある状態にある空き家です。



空き家・空き地の所有者 5つのエチケット



- 不審者が侵入しないようしっかりと施錠する。
- 定期的に敷地内の除草や樹木の剪定し、建物に破損がないかなど点検する。
- 大雪時には、落雪や倒壊で周辺に迷惑をかけないように、除雪や雪下ろしをする。
- 空き家にする場合は、緊急時に備え、近所や町内会に連絡先を伝えておく。
- 建物に破損や倒壊の危険がある場合は、早めに修繕・解体をする。

危険な空き家は解体の検討を

危険空き家解体補助金として、以前居住用であった倒壊が危惧されるなどの危険な空き家を対象に、解体費用の一部を補助します。

条件がありますので、問合せ先・窓口や市ホームページでご確認ください。

補助上限額 ▶ 個人型：50万円 / 地域団体支援型：75万円



HP ▶

問合せ先・窓口 **市民部 環境課** ☎ (0235) 35-1247 / ✉ kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp

建物を解体する時は届出を

届出をもとに現地を調査し、課税台帳を抹消します。適正課税のためにご協力ください。

問合せ先・窓口 **総務部 課税課 資産税評価係**
☎ (0235) 35-1179

長期間水道を使用しない時は閉栓を

閉栓すると、基本料金がかからなくなります。また、思わぬ漏水や冬期間の寒波による水道管の破裂の心配もなくなります。

問合せ先・窓口 **上下水道部 お客さまセンター**
☎ (0235) 23-7609

木造住宅耐震診断補助

市に登録されている耐震診断士が現地を調査し、耐震診断と補強計画を作成します。



HP ▶

対象住宅 ▶ 居住している、もしくは、診断後に居住する住宅で、昭和56年5月以前に建てられた木造2階建て以下のもの

受付期間 ▶ 12月末まで（予算の範囲内）


費用負担 ▶ 個人負担額：1万5千円

（図面なしの場合は1万9千円）

問合せ先・窓口 **建設部 建築課 建築指導係**
☎ (0235) 35-1432

山形県地方法務局からのお知らせ

相続土地国庫帰属制度

HP ▶  相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、国庫に帰属させることを可能とする制度が創設されました。制度の詳細は法務省ホームページをご確認ください。

問合せ先・窓口 **山形地方法務局 本局**
☎ (023) 625-1321

令和6年4月から相続登記が義務化

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したと知った時から3年以内に相続登記の申請をしなければならなくなりました。

義務化以前に相続した不動産も対象で、令和9年3月までに手続きをする必要があります。



HP ▶

問合せ先・窓口 **山形地方法務局 鶴岡支局**
☎ (0235) 22-1003 ナビダイヤル2